北大当局を不当労働行為で提訴！！

＝北大教職員組合の声明＝

2009 年の人事院勧告に準拠した賃金不利益変更問題において、北大当局は北大教職員組合との第３回団体交渉を途中で打ち切り、団交拒否の愚行に出ました。組合は北大当局のこの態度が不当労働行為に当たるとして、2010 年３月 18 日、北海道労働委員会に訴えました。この訴えは、不当労働行為の救済申立てといいます。

１．不当労働行為の事実

(1)組合の基本的態度

2004 年度の国立大学法人移行により北大の教職員は非公務員の身分になり、国家公務員法ではなく労働法体系が適用されることになりました。それ以来組合は、教職員の労働条件は人勧に準拠するのではなく、労使の話し合いによって決定すべきとの態度をとっています。

(2)団交拒否

2009 年の賃金不利益変更問題でも組合はこの態度を堅持しましたが、北大当局はただひたすら人勧に準拠すると主張するだけでした（正確にいうと、人勧を踏まえて改定される国家公務員の「一般職の職員の給与に関する法律」に基づき北大教職員の賃金を引き下げる、という態度。この措置により 2009 年度の場合、北大の正規雇用教職員は年間取得賃金のうち 10 万円前後～20 万円前後が不利益変更された)。北大当局のこの態度や、人勧に示された賃金水準と北大教職員のそれとの比較などをめぐり、2009 年 10 月 29 日、11 月 5 日、11 月 11 日と団交が行われました。

ところが 11 月 11 日の第３回団交で、一定程度議論が進んだとき、北大当局（理事＝事務局長）は賃金引き下げに伴う代償措置だといって３項目を組合に示すや、「代償措置について、もう説明した。今回の賃金不利益変更に関する団体交渉はすべて終わりだ。」と一方的に席を立ち、組合による制止を無視して部屋から出て行きました。実際には代償措置の議論などその時点ではしていません。この態度は明らかに団交拒否の不当労働行為です。

このとき北大当局が組合に示した代償措置は、Ａ４用紙１枚に「○新たな保育園の設置、○事務系職員の研修の充実、○職員の心の健康保持増進のための方策を実施　など」と書いてあるだけです。これらのうち第一項目は、賃金不利益変更の代償措置に位置づけるよりだいぶ前に北大がその建設を決定していました。第二、第三項目は内容が全く不明です。そのため、全体としておよそ代償措置に値しません。

(3)2006. 7. 13 確認書にそむく行為

うえの第３回団交の時点まで組合には、賃金不利益変更は正規雇用職員の月例給とボーナスの切り下げだけが知らされていました。ところが、あとになって重大な事実が発覚しました。北大当局が 2009 年 11 月 12 日に過半数代表者に対して、11 月 17 日に説明会を開催すると連絡したとき、その添付資料のなかに、契約職員（フルタイム勤務の非正規雇用職員）のボーナス切り下げ項目が含まれていたのです。過半数代表からの連絡で、組合はこの事実を 11 月 12 日に初めて知りました。

2004 年度に北大当局が、やはり人勧に準拠して寒冷地手当を一方的に切り下げたので、組合はその年の暮れ、北海道労働委員会に対してまず「あっせん」の訴えを起こしたのち、翌 2005 年になって不当労働行為の救済申立てを行いました。労働委員会における審問（裁判の公判に相当する）を経て、2006 年 7 月 13 日に組合委員長と学長の連署による確認書を交わし、事実上、組合側の勝利

のうちに決着しました。

その確認書の第５項目には、「今後とも、給与その他の労働条件の変更の提案にあたっては、十分な労使協議の時間を確保し、その根拠となる関係資料を提示して両者誠意をもって交渉すること。」と明記されています。2009 年秋の団交で北大当局が、契約職員のボーナス切り下げを組合に全く伝えなかった態度は、明らかにこの確認書に違反します。これは確認書無視の、不誠実きわまりない行為です。

こうして契約職員については団交で一度も議論されることなく、ボーナスが切り下げられました。年間６万円～８万円の減額は、そもそも年間所得が 200 万円前後～300 万円前後に過ぎない契約職員にとって耐え難いと言わなければなりません。

(4)一度、団交再開を約束、しかし結局反故にする

第３回団交の翌日の 2009 年 11 月 12 日、北大当局は組合に、「昨日（11 月 11 日）の終わりかたは申しわけなかった。」と謝罪したうえで、「代償措置に限り、組合と協議したい。」と提案してきました。これに対して組合が 11 月 17 日に、「団交の場で契約職員のボーナス切り下げと代償措置を議論したい」と回答したところ、当局側はその場で明確に団交再開を約束しました。

しかし、その後、組合がたびたび早期再開を申し入れたのに、北大当局は応ぜず、12 月 1 日のボーナス支給基準日が過ぎました。そして、12 月 4 日に最後通牒的に団交の再開を質したところ、北大当局は即日、「前回の団体交渉（11 月 11 日の団交のこと）で終了しており、もう話し合うことはない。」と、11 月 17 日の約束をくつがえす、あっと驚く一方的な交渉打ち切りを宣告してきました。この不誠実さも断じて許すことは出来ません。

２．北大当局の官僚的態度

上に述べたすべての事実が不当労働行為を構成します。北大当局は不誠実な団交を行い、途中で打ち切り、情報を隠し、平気でウソをつき、こうして組合を愚弄したのです。

北大当局がなぜこのような態度をとるのでしょうか。それは、北大教職員の労働条件、労働関係が労働法体系の枠組みに移行してすでに久しいにもかかわらず、北大当局がそのような状況変化を全く理解せず、いまなお労働条件法定主義の公務員的感覚のままだからです。そして、労働条件についても上意下達の指令を発すれば、事態がすべて決まるものであるとの公務員的センスしか持ち合わせていないからです。

北大当局は依然としてそうした態度であるため、国立学校のときにも増して働く人を粗末にしています。そのため労働問題の矛盾は、非正規雇用職員の有期雇用問題に典型的にあらわれています。第一期中期目標・計画期間の奇しくも最初と最後に北大当局が不当労働行為の愚を犯したのは、決して偶然ではありません。北大当局の全面的な労働者軽視、労働組合軽視のなかで、その具体的事例として発生したのです。

３．労働委員会の場で事実と道理に基づいて闘う

組合は、北大で働く人たちの労働諸条件が急速に悪化している状況を背景に、北海道労働委員会の場では、北大当局による不当労働行為を道理と真実に基づいて明らかにします。北大内外の心ある多くのかたたちには、組合の闘いにご支援を寄せていただきたく、ここにお願いする次第です。

2010 年４月

北海道大学教職員組合